様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日2025年1月24日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）えむえいちしーぜいりしほうじん  一般事業主の氏名又は名称 MHC税理士法人  （ふりがな） しかたひろと  （法人の場合）代表者の氏名四方浩人  住所　〒604-8173京都府京都市中京区西洞院通三条下る柳水町７１番地１菅原ビル３０２号  法人番号　4130005015027  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ＷＥＢサイト  「DX推進に関する当法人の取り組みについて」 | | 公表日 | 2022年4月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Ｗｅｂサイトの  「DX推進に関する当法人の取組について」  （ <https://www.bizup.jp/member/mhc/dx.html> ）  １．会計事務所を取り巻く環境について  ２．当法人のDX推進に関する経営ビジョン  ３．DX推進に関する取組の方向性  で公表しております。 | | 記載内容抜粋 | デジタル技術の進歩により、日常業務は自動化され人員が削減される一方で、膨大な情報を処理しつつ迅速な経営判断を行うことが求められています。  　このような環境の中、中小企業に対する会計コンサルティング業界もクラウド会計などの技術により、データ入力などの単純作業は減り、これまで以上に経営者に寄り添ったサービスを提供していく必要があります。  　デジタル技術が日々進歩する中、当法人は2021年に3年後のビジョンとして「事務所のリモート化、IT化が京都TOP３のレベルで進んでいると実感があり、顧問先のIT化も一緒に推進している状態」をビジョンとして定め、以下のような取組を中心にDX推進を行っております。  ①単純作業の削減  　データ入力などの単純作業はRPAなどにより自動化を行い、経営分析や問題点の発見など、よりお客様が求める情報の提供を行う業務の比重を拡大させています。  ②テレワークの実施  　テレワークを進めることにより、働く場所の制限を減らしております。またテレワークの実施にあたり資料や情報の共有が課題となりますが、セキュリティを担保し  たネットワークを整備し、クラウド技術やグループウェア等のデジタル技術を活用することにより解決しております。  ③新たなコミュニケーションツールの活用  　web会議システム等を利用することにより、場所の制限を受けることなくお客様との打合せを行えるようにしております。お客様が緊急対応を求めている際に、オンラインで資料を共有しつつ、顔を合わせて打合せできる体制にし、顧客サービスの品質を向上しております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当法人では常勤役員は四方1名のみであり、単独で意思決定を行っております。当法人のDX推進に関するビジョンや取組の方向性について、代表者として機関承認しており、法人のホームページで公開しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ＷＥＢサイト  「DX推進に関する当法人の取り組みについて」 | | 公表日 | 2022年4月15日  2024年12月23日更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Ｗｅｂサイトの  「DX推進に関する当法人の取組について」  <https://www.bizup.jp/member/mhc/dx.html>  ４．DXを推進していくための戦略  で公表しております。 | | 記載内容抜粋 | 以下のようなデジタル技術を用いたデータの活用を踏まえ、各取組を行っております。   * 専用のグループウェアにより、組織内メンバーの日程共有、顧問先管理、期日管理、業務日報作成、情報誌作成を行っております。 * web会議システムにより、電子データ共有、web会議、掲示板によるリアルタイムの情報共有、テレワークを行っております。 * クラウド会計やクラウド給与のシステムを顧問先に導入し、リアルタイムな会計情報の共有を進めております。 * セキュリティ管理を徹底するため、方針やルールを決め、運用しております。 * 今後は、自動化ソフトなどの新たなクラウドサービスをソフト会社と提携することで顧客に対し提供していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当法人では常勤役員は代表社員の四方1名のみであり、単独で意思決定を行っております。当法人のDX推進に関するビジョンや取組の方向性について、代表社員として機関承認しており、法人のホームページで公開しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社Ｗｅｂサイトの  「DX推進に関する当法人の取組について」  <https://www.bizup.jp/member/mhc/dx.html>  ５．DXを推進するための組織体制  で公表しております。 | | 記載内容抜粋 | 当法人では、DXを推進するため以下のようなチーム編成を行っております。各チームはリーダー＋メンバー3名で構成されており、DX推進に向けた取組を主体的に決定・実行しており、プロジェクトの中で、DXに対する理解を深めるとともに、必要に応じて外部ソフト会社との連携を行っております。  ①社内IT化チーム  法人内の情報共有促進、セキュリティ管理、デジタル技術を利用した社内業務の効率化等を推進するチーム  ②社外IT化チーム  デジタル技術を活用した顧客への新サービス創出や顧客とのコミュニケーション円滑化等を推進するチーム  ③DX広報チーム  法人としてDX推進を行っていることを対外的にアピールするチーム  　人材育成については、社内ITチームを中心にデジタル技術に関する、全社的な知識の底上げや実務への活用を促進しております。 人材確保については、継続的な採用活動を行う一方で、デジタル技術の進展に伴う危機管理の高度化、クラウド化等のDX推進が事業継続性を高める反面で生じるリスクの多様化などを踏まえ、外部リソースの確保、ITベンダー見直し・管理についても強化してまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社Ｗｅｂサイトの  「DX推進に関する当法人の取組について」  <https://www.bizup.jp/member/mhc/dx.html>  ６．最新のデジタル技術に対応するための環境整備について  で公表しております。 | | 記載内容抜粋 | 当法人では、法人内で使用しているハードウェアやソフトウェアについては、社内のIT専門家を主体としたチームで管理基準を制定し、それに基づいて管理運用のプロセスを回しております。また、社内IT環境の整備に関して以下の方針を定めております。   * 新たにシステムを導入する際には、既存システムとのデータ連携などに問題がないかを検証しております。 * 現在使用しているシステムの保守状況やランニングコストを管理し、費用対効果に見合うものであることを定期的に検証しております。 * DX推進に対応した設備投資を行う際には、当法人が目指すべきビジネスモデルと一致していることを検証しております。 * 常に新技術、新サービスの情報を収集し、社内の実態や製品のライフサイクルを踏まえて費用対効果の観点で最適な設備やシステムの導入を行っております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社Ｗｅｂサイトの  「DX推進に関する当法人の取組について」 | | 公表日 | 2022年4月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Ｗｅｂサイトの  「DX推進に関する当法人の取組について」  <https://www.bizup.jp/member/mhc/dx.html>  ７．戦略の達成状況を測るための指標  で公表しております。 | | 記載内容抜粋 | DXを推進することで、顧客満足度を高める新たな案件の受注につなげております。また、業務の効率化により人件費の削減効果も期待できることから戦略の達成度を測る最も重要な指標としては営業利益をその指標としております。  　さらに、DX推進の過程で効率化による時間削減も大きな効果が期待できるため、作業時間の集計による一人当たりの業務時間を算出することで、DX推進達成度の指標としております。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年4月15日 | | 発信方法 | 当社Ｗｅｂサイトの  「DX推進に関する当法人の取組について」  <https://www.bizup.jp/member/mhc/dx.html>  ８．DX推進のための取組状況に関する情報発信  「MHCグループにおけるDX推進」  （https://mhcas.com/category/dx\_action/）  で公表しております。 | | 発信内容 | 当法人のDX推進に関する取り組みについて、DXを推進するプロジェクトチームが毎月の経営会議で進捗状況を報告し、当法人における実務執行総責任者である四方代表社員がこれに対してフィードバックをする体制をとっております。また、会議での決定事項を踏まえ経営ビジョンやデジタル技術を活用する戦略について、随時ホームページ上で代表自らが取組状況、新たな課題の認識やそれに対する取組を発信しております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断フォーマット2.4への記入を行い、DX推進ポータルに提出した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年2月頃　～継続中 | | 実施内容 | * 情報セキュリティー基本方針を定め、公表している<https://www.bizup.jp/member/mhc/security.html> * 「SECURITY　ACTION（二つ星）」宣言を実施しております。 * 不定期ではあるが、従業員に対するアラート、勉強会を実施している。 * 2025年に、抽出した課題に対応して、ネットワークシステムのセキュリティー強化を計画している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。